

議案第 39号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立障害者体育センター）について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 17 年 12 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立障害者体育センター
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市立川町六丁目 176 番地
社会福祉法人鳥取県厚生事業団
理事長 西 原 昌 彦
- 3 指 定 の 期 間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 障害者体育センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人鳥取県厚生事業団を指定管理者として指定しようとするものである。